

あなたのお店も

「おかやまからだ晴れ食サポーター」

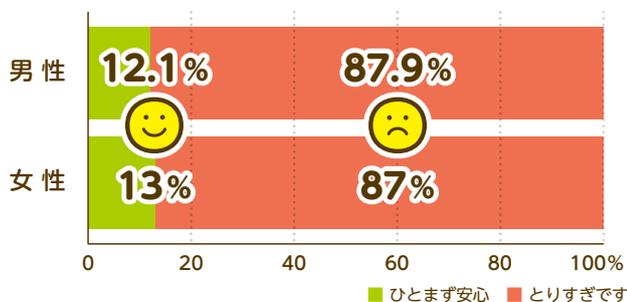
として登録しませんか？

おかやまからだ晴れ食サポーターとは？

「晴れの国おかやま」でからだが晴れ晴れと喜ぶような健康づくりを、「食」の面から推進し、健康に配慮した食事の提供、健康・栄養に関する情報発信等の取組を通して、県民の健康づくりの推進を宣言した食品関連事業者（施設）です。

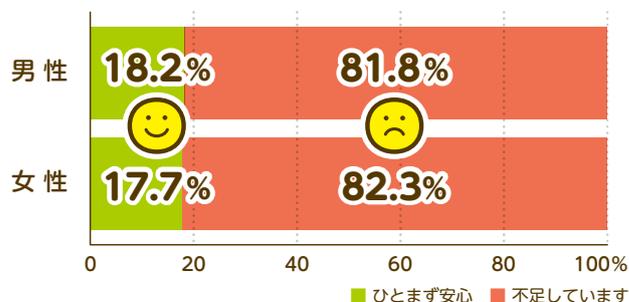
岡山県の食生活では何が問題？

食塩摂取の現状



男性7.5g未満、女性6.5g未満の目標よりも摂取している人が多いです。

野菜摂取の現状



1日350gの目標に達している人が少なくなっています。

①～④のいずれか1つ以上取組を行って 「おかやまからだ晴れ食サポーター」へ登録

① 健康・食育情報を発信している

たとえば…

- 岡山県が作成した食育媒体（リーフレット等）を店内に設置している
- 提供メニューの栄養成分表示をしている
- 健康づくりの相談、イベントの案内などを行っている
- 料理教室、食育体験などの開催 等

② 野菜摂取量の増加に取り組んでいる

たとえば…

- ポスター、メニュー表などに野菜摂取の呼びかけをしている
- 野菜や野菜メニューを選択しやすいように工夫している
- 1品あたり野菜70g以上のメニューを提供している
- その他独自の取組を行っている 等

③ 減塩に取り組んでいる

たとえば…

- 減塩の調味料を販売している・選択できる
- 食塩摂取量を減らす取組をしている
- 飲食店等の料理について、同じ商品で以前提供していた料理と比較して減塩となっている
- その他独自の取組を行っている 等

④ 適切な量と質の食事の提供に取り組んでいる

たとえば…

- ポスター、メニュー表等で主食・主菜・副菜をそろえるよう呼びかけている
- 定食など主食・主菜・副菜のそろった食事を提供している
- 食事バランスガイド等を示して、個人の必要量と食事の栄養素等との関係を説明している
- その他独自の取組を行っている 等

登録方法

① 申請

(1) または (2) の方法で申請

(1) 岡山県電子申請サービスからの申請

▼電子申請URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=38121



電子申請サービス

(2) (1) ができない場合

「おかやまからだ晴れ食サポーター」登録申請書を記入・必要書類を添付して、下記提出先に郵送または持参して提出
申請書は県ホームページからダウンロード

▼県ホームページURL

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-7122.html>



県ホームページ

② 審査

保健所・支所が登録要件を満たしているかの確認を行います。



ステッカー

③ 登録

ステッカーを交付します。

* 取組内容については、県ホームページ等で紹介させていただきます。



お店の所在地	提出先・お問い合わせ先	
岡山市・玉野市・瀬戸内市 吉備中央町	備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 TEL: 086(272)3950
備前市・赤磐市・和気町	備前保健所東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2 TEL: 0869(92)5179
倉敷市・総社市・早島町	備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083 TEL: 086(434)7025
笠岡市・井原市・浅口市 里庄町・矢掛町	備中保健所井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5 TEL: 0865(69)1673
高梁市	備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1 TEL: 0866(21)2835
新見市	備北保健所新見支所	〒718-8550 新見市高尾2400 TEL: 0867(72)5691
真庭市・新庄村	真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山591 TEL: 0867(44)2991
津山市・鏡野町・久米南町 美咲町	美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114 TEL: 0868(23)0148
美作市・勝央町・奈義町 西粟倉村	美作保健所勝英支所	〒707-8585 美作市入田291-2 TEL: 0868(73)4055
県内広域の一括申請*	岡山県健康推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL: 086(226)7328

※取組の詳細が同じ場合に限る

取組内容の詳細

(1) 健康・食育情報を発信している（次のア～エのうち1つ以上該当）

ア	岡山県が作成した食育媒体（チラシ・リーフレットなど）を店内に掲示・設置している。
イ	提供メニューの栄養成分を表示している。 熱量（エネルギー）(kcal)、たんぱく質（g）、脂質（g）、炭水化物（g）、食塩相当量（g） ※事業者の責任において、食品表示基準に準じて適切に表示すること。
ウ	健康づくりの相談、健康づくりイベントの案内などを行っている。
エ	料理教室、食育体験、食育講座、健康づくり教室などを開催している。

(2) 野菜摂取量の増加に取り組んでいる（次のア～エのうち1つ以上該当）

ア	ポスター、チラシ、メニュー表などに野菜摂取の呼びかけをしている。
イ	野菜や野菜メニューを選択しやすいように工夫している。 <ul style="list-style-type: none"> ・手に取りやすい場所に野菜を置いている。 ・野菜料理をよくかんで食べることや、野菜摂取量の増加につながるポップ（広告媒体）等を設置している。 ・野菜が1品70g以上のメニューに「野菜たっぷり」、野菜料理から食べる習慣の定着等、野菜が摂れることをPRしている。 ・野菜食べ放題、サラダバーなどを実施している。 ・他のメニューに比べて野菜料理の価格が安い。
ウ	1品あたり野菜70g以上、定食では1食120g以上のメニューを提供し、選ぶことができる。
エ	その他独自の取組を行っている。（具体的に記載）

(3) 減塩に取り組んでいる（次のア～エのうち1つ以上該当）

ア	減塩の調味料を販売している。減塩の調味料が選択できる。
イ	食塩摂取量を減らす取組をしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・商品を陳列するとき、手に取りやすい位置に、食塩相当量が少ない商品を置いている。 ・減塩につながるポップ（広告媒体）を設置している。 ・飲食店等で、テーブルにしょうゆ、塩などの調味料を置いていない。 ・定食などに漬物を付けていない。 ・ラーメン、うどん、そばなどの汁を残しやすいように「汁残しますカード」等を置いている。
ウ	飲食店等の料理については、同じ商品で以前提供していた料理を比較して減塩となっている。（従来の栄養成分表示と現在の栄養成分表示を保管していること）
エ	その他独自の取組を行っている。（具体的に記載）

(4) 適切な量と質の食事の提供に取り組んでいる（次のア～オのうち1つ以上該当）

ア	ポスター、チラシ、メニュー表などで主食（ご飯、パン等）・主菜（肉、魚等）・副菜（野菜、きのこ等）をそろえるよう呼びかけている。
イ	定食など主食（ご飯、パン等）・主菜（肉、魚等）・副菜（野菜、きのこ等）のそろった食事を提供している。
ウ	食事バランスガイド等を示して、個人の必要量と食事の栄養素等との関係を説明している。
エ	スマートミールの認証を受けたメニューを提供している。
オ	その他、独自の取組を行っている。（具体的に記載）

(様式1)

「おかやまからだ晴れ食サポーター」登録申請書

年 月 日

岡山県 保健所（支所）長 殿

申請者 _____

店名 _____

代表者 _____

担当者 _____

(担当者連絡先) _____

「おかやまからだ晴れ食サポーター」に登録したいので、次のとおり申請します。

申請事業者 (施設)	ふりがな	
	店名	
	施設所在地	〒 _____
		岡山県
	代表者	
	電話	(FAX)
	メールアドレス	
	店舗ホームページ URL	
	事業者(施設)の種類 (□にチェックを 入れてください)	<input type="checkbox"/> 外食店(食堂・レストラン・喫茶店等)
		<input type="checkbox"/> 中食店(持ち帰り弁当店、惣菜店、パン屋等)
<input type="checkbox"/> 食品を扱う小売店(スーパーマーケット・コンビニエンスストア等)		
<input type="checkbox"/> 企業等の社員食堂		
県HP等への掲載 (□にチェックを 入れてください)	申請施設の記載内容については、県のホームページなどへの掲載を行います。 <input type="checkbox"/> 確認しました *サポーターとしてのコメントを記入してください (_____)	
	<input type="checkbox"/> 取組内容の写真の添付	

下記の事項を確認し、チェックを入れてください。

当社又は当団体の役員(※1)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、県が必要と認める場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。
ア 暴力団員等(※2)に該当する者
イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者
ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
※1 役員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。
※2 暴力団員等とは、岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

確認しました

※県内広域に複数店舗があり、かつ取組の詳細が同じ場合には、岡山県保健医療部健康推進課に一括して申請することが出来る。その場合は、上記申請施設の一覧を電子媒体で添付すること。(様式2参照)

※この事業に使用する「ポップ」については、添付すること。